

除草・植木班メンバー会員各位

(公社) 越谷市シルバー人材センター

【改定】除草・植木班夏の働き方について（令和8年度）

皆様方の猛暑への切実なご要望にお応えするため、安全管理委員会で夏の働き方について協議を重ねてまいりました。

安全確保の観点から、昨年度までは7月～8月を夏季警戒期間としておりましたが、近年のさらなる猛暑と皆様へのアンケート結果を踏まえ、今年度より「9月」も含めた7月～9月の3ヶ月間を夏季警戒期間と定めます。期間中は、作業件数と作業時間を通常月の半分程度に削減する取り組みを継続いたします。特に熱中症のリスクが高まる時間帯を避けるため、「午前中のみの作業」を本年度から徹底・厳守していただきますようお願いいたします。

また、先のアンケートでも夏季期間の就業辞退を希望される方も少なからずいらっしゃいました。希望される方は事務局に遠慮なくご相談ください。

安全管理委員会決議事項（理事会承認）

- ① **【期間延長】** 7月～9月を夏季警戒期間とする。
- ② 夏季警戒期間の受注件数を例年の40%程度とし、会員の就業時間の上限も月40時間程度とする。
- ③ **【徹底厳守】** 夏季警戒期間の就業は「午前中のみ」とする（午後の作業は原則禁止）。
- ④ 熱中症アラート発令日の作業中止。
- ⑤ ファン付空調服着用の義務化。

※ 皆様の命を守るための最優先事項です。ルールを必ず遵守し、安全第一での作業をお願いいたします。